

# 助成金規程

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、公益財団法人ハローズ財団（以下「財団」という）がその公益事業として行う助成金支給事業の助成金制度について定める。

### 第2条（助成対象団体応募資格）

財団の助成金制度に応募する団体は、次の資格を有しなければならない。

- (1) 本財団の指定するエリアにおいて、{食}に関わる社会問題の解決に向けて、食育活動及び研究に取り組む団体であること。
- (2) 食に関する学術・教育・及び研究を行う教育機関であること。
- (3) 社会福祉・地域福祉の推進を目的とする団体であること。
- (4) 「子ども食堂」については、特定の場所で月1回以上運営されていること。
- (5) 活動を実際に行う構成員が3名以上であること。
- (6) 助成終了後も対象となる活動を継続する意思があること。

2. 財団から助成金の給付を受ける団体を助成対象団体と称し、給付する金銭を助成金と称する。

### 第3条（募集対象）

瀬戸内地方（兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県）にある食育活動及び研究等に取り組む教育関係機関（高等学校、短期大学、大学、学校法人等）及び子ども食堂等地域における食育推進団体を対象とする。

### 第4条（助成金の金額および給付期間）

助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額 総額300万円
- (2) 1団体 年間 10万円

2. 助成金の給付期間は、原則1年間（4月～翌年3月まで）とする。

## 第2章 応募、採用および助成金の給付

### 第5条（助成金の募集および応募手続き）

#### 募集方法

- (1) 教育関係機関に対しては、助成金募集要項を各学校に対して送付する他、本財団のホームページ等で募集する。
- (2) 子ども食堂等に対しては、各地域の社会福祉協議会及びフードバンクのホームページ掲載他、本財団のホームページ等で募集する。

#### 2. 応募手続き

所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送にて応募する。

#### 第6条（助成対象団体の採用）

助成対象団体の採用は、応募者のうちから財団の選考基準に即して助成金選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

2. 助成対象団体に採用された団体は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を財団に提出しなければならない。
3. 助成金選考委員会の組織・運営については別に定める。

#### 第7条（助成金の給付）

助成金の給付は、原則として、1年分を一括で助成対象団体に直接交付する。給付方法は原則振込とする。

#### 第8条（助成金受領の確認）

助成対象団体は、助成金を受領後、遅滞なく受領書を財団に提出しなければならない。

#### 第9条（活動報告）

助成対象団体は、助成期間終了後、すみやかに活動実績の報告書及び収支報告書の提出をすること。助成決定後、指定の書式を事務局より提供する。

#### 第10条（異動等の届出）

助成対象団体は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに財団に届出なければならない。

- ① 助成金を辞退する場合
- ② 団体の住所等に変更があった場合
- ③ その他重要事項に変更が生じた場合

#### 第11条（助成金の給付中止）

次の場合は、助成金の給付を中止する。

1. 助成対象団体が、対象活動を中止した場合。
2. 前項の場合において、助成対象団体が財団に届出なかったとき、又は届け出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり給付した助成金の返還を求める。
3. 助成対象団体が、次の各号の一に該当すると認められる場合には、給付した助成金の返還を求める。
  - ① 虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受領した場合
  - ② 事業計画書に反した目的に助成金を使用した場合
  - ③ 運営事情好転のため、助成金給付の必要がなくなった場合
  - ④ その他前各号に準じると判断される場合

#### 第12条（個人情報の保護に関する方針）

申請書類に記載された個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、本事業の運営管理に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

#### 第13条（その他の事項）

この規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。

但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

#### 附則

1. この規程は、2021年9月1日より施行する。